

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市寺内字三千刈110番地の1
秋田活版印刷株式会社
電話 018-888-3500

目 次

教 委 規 則

○秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する規則（第13号）…………… 2

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○秋田都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程（第7号）…………… 2
○秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程（第8号）…………… 3

告 示

○秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第260号）…………… 3
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第261号） …… 3
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第262号） …… 3
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第263号） …… 4
○指定居宅介護支援事業者の廃止について（第264号） …… 4
○身体障害者福祉法による医師の指定について（第265号） …… 4
○自転車等の撤去および保管について（第266号） …… 5
○平成25年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第267号） …… 5
○生活保護法による介護機関の指定および変更について（第268号）…………… 5
○生活保護法による医療機関の指定および変更について（第269号）…………… 6
○生活保護法による医療機関の指定および変更について（第270号）…………… 6
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第271号） …… 6
○住民票の職権消除について（第272号） …… 6
○平成25年度第2期国民健康保険税督促状の公示送達について（第273号）…………… 7
○認可地縁団体の告示事項の変更について（第274号） …… 7
○秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第275号）…………… 7
○平成25年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第276号）…………… 7
○転入届の取消しについて（第277号） …… 7
○指定居宅介護支援事業者の廃止について（第278号） …… 7
○市道路線の区域変更および供用開始について（第279号） …… 7
○市道路線の区域変更および供用開始について（第280号） …… 8

教 委 告 示

○教育委員会定例会の招集について（第14号）…………… 8

選 管 告 示

○投票区域の変更について（第74号）…………… 8
○平成25年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第75号）…………… 8

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第13号）…………… 8
○農業委員会総会に追加する案件について（第14号）…………… 9

上 下 水 道 局 告 示

○指定排水設備工事業者の休止について（第46号）…………… 9
○指定排水設備工事業者の廃止について（第47号）…………… 9

公 告

○秋田県から提出を受けた土地調書作成の特例手続の申出書および土地調書の写しの縦覧について…………… 9
○秋田県から提出を受けた物件調書作成の特例手続の申出書および物件調書の写しの縦覧について…………… 9
○開発行為に関する工事の完了について……………10
○インフルエンザ定期予防接種について……………10
○ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症およびヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について……………17
○インフルエンザ定期予防接種について……………18
○インフルエンザ定期予防接種について……………18
○入札参加希望者の公募について……………18
○開発行為に関する工事の完了について……………19
○建築基準法による道路の指定について……………19
○ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症およびヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について……………19
○開発行為に関する工事の完了について……………19
○開発行為に関する工事の完了について……………19
○差押財産の公売について……………19
○農用地利用集積計画の策定について……………20
○仁井田堰土地改良区から申請があった仁井田頭首工管理規程の変更について……………20
○建築基準法による道路の指定について……………20

上 下 水 道 局 公 告

○入札参加希望者の公募について……………21

- 入札参加希望者の公募について……………21
- 入札参加希望者の公募について……………22
- 入札参加希望者の公募について……………23

教 委 規 則

秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月24日

秋田市教育委員会

委員長職務代行者 石 田 英 憲

秋田市教委規則第13号

秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する規則
秋田市立秋田商業高等学校管理規則（平成3年秋田市教委規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条の2の次に次の1条を加える。

（副校長）

第14条の3 学校に、必要に応じて、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する副校長を置く。

2 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第16条第1項中「教頭」を「副校長」に改め、同条第2項中「校長」の次に「（副校長を置く場合は、校長および副校長）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教頭は、校長（副校長を置く場合は、校長および副校長）が不在のときは、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上下水道局管理規程

秋田都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年10月1日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

秋田市上下水道局管理規程第7号

秋田都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程

（秋田都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程の一部改正）

第1条 秋田都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規程（平成17年上下水道局管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

様式第2号その3を次のように改める。

様式第2号その3（第4条関係）

受益者負担金および分担金について

1 賦課の根拠

受益者負担金は、都市計画法第75条および秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条の規定により、分担金は、地方自治法第224条および秋田市公共下水道事

業分担金徴収条例第5条の規定により賦課されます。

2 分担金が納期限までに納付されなかったとき。

秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例（昭和26年秋田市条例第21号）第3条の規定により督促を受けた場合は、当該納付金額（その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

3 受益者を変更する場合

所有権の移転等で受益者に変更があったときは、直ちに上下水道局下水道建設課へ連絡の上、変更の手続きをしてください。

4 受益者負担金に係る教示

(1) この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に秋田市長に対して審査請求をすることができます。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

5 分担金に係る教示

(1) この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に秋田市長に対して審査請求をすることができます。

(2) この処分については、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 上記(1)の審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程の一部改正）

第2条 秋田市公共下水道事業分担金徴収条例施行規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

様式第2号その3を次のように改める。

様式第2号その3（第4条関係）

受益者負担金および分担金について

1 賦課の根拠

受益者負担金は、都市計画法第75条および秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第6条の規定により、分担金は、地方自治法第224条および秋田市公共下水道事業分担金徴収条例第5条の規定により賦課されます。

2 分担金が納期限までに納付されなかったとき。

秋田市諸収入金の延滞金の徴収に関する条例（昭和26年秋田市条例第21号）第3条の規定により督促を受けた場合は、当該納付金額（その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

3 受益者を変更する場合

所有権の移転等で受益者に変更があったときは、直ちに上下水道局下水道建設課へ連絡の上、変更の手続きをしてください。

4 受益者負担金に係る教示

(1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に秋田市長に対して審査請求をすることができます。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市を被告として（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、4の(1)の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

5 分担金に係る教示

(1) この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に秋田市長に対して審査請求をすることができます。

(2) この処分については、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、秋田市（上下水道事業管理者が被告の代表者となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 上記(1)の審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年10月4日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一
秋田市上下水道局管理規程第8号

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程の一部を改正する規程

秋田市上下水道局水洗便所改造等資金助成規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

様式第4号中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第260号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年10月1日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

- 1 秋田市中通七丁目1番2号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 松 本 実
- 2 秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号
イオンモール株式会社イオンモール秋田
ゼネラルマネージャー 能 島 拓 也
- 3 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県職員消費生活協同組合
理事長 瀬 尾 和 雄
- 4 由利本荘市裏尾崎町23
コンノ楽器
今 野 善 治

秋田市告示第261号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年10月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
所在地 秋田市川尻みよし町1番29号
法人名 有限会社あいわ商店
代表者氏名 代表取締役 平 野 玲
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市土崎港北三丁目3番56号
- 3 売りさばき所の名称
ローソン秋田土崎港北三丁目店

秋田市告示第262号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさば

き人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年10月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市川元山下町4番22号
グレイタス川元A101号室
氏名 木次谷 英 一
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市川尻みよし町12番11号
- 3 売りさばき所の名称
セブーンイレブン秋田川尻みよし町店

秋田市告示第263号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年10月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
所在地 秋田市川尻町字大川反232番地の34
法人名 株式会社秋田県酒類卸
代表者氏名 取締役社長 大井 永吉
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市仁井田字新中島1160番地4
- 3 売りさばき所の名称
ファミリーマート秋田仁井田新中島店

秋田市告示第264号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり廃止したので、同法第85条の規定により告示する。

平成25年10月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社あかり	ケアプランセンターあかり	秋田市八橋本町三丁目21番24号	平成25年9月30日	居宅介護支援

秋田市告示第265号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成25年10月7日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
中瀬 泰然	秋田県立脳血管研究センター	神経内科	平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 そしゃく機能障害

			ぼうこう・直腸機能障害
秋山 博	あきた内科・呼吸器内科クリニック	内科・呼吸器内科	肢体不自由 呼吸器機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
岡田 健	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害
佐野 圭昭	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害
佐野 由佳	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害
小林 慎弥	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害
藤巻 由実	秋田県立脳血管研究センター	神経内科 リハビリテーション科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 心臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害
田邊 淳	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害
吉岡正太郎	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害

山崎 貴史	秋田県立脳血管研究センター	神経内科	平衡機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 音声・言語機能障害 ぼうこう・直腸機能障害
引地堅太郎	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害
高野 大樹	秋田県立脳血管研究センター	神経内科	平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 ぼうこう・直腸機能障害
石川 達哉	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	音声・言語機能障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害
竹中 俊介	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害
河合 秀哉	秋田県立脳血管研究センター	脳神経外科	肢体不自由 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害
佐藤 雄一	秋田県立脳血管研究センター	神経内科 リハビリテーション科	視覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由 ぼうこう・直腸機能障害 心臓機能障害 呼吸器機能障害 聴覚障害

秋田市告示第266号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成25年10月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成25年9月1日から同月30日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成25年10月23日から平成26年4月23日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第267号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年10月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成25年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および

同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年10月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
土崎ヘルパース テーション	秋田市土崎港中央四丁目4番 26号	平成25年 7月1日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
土崎ヘルパース テーション	秋田市土崎港 中央一丁目21 番30号	秋田市土崎港 中央四丁目4 番26号	平成18年 5月16日

秋田市告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年10月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
かのごメンタル クリニック	秋田市山王五丁目13番7号 山王プロムナード1階	平成25年 10月1日
かず歯科クリニッ ク	秋田市広面字昼寝23番地2	平成25年 10月1日

2 変更

名 称	変更事項（名称・所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
わたなべ整 骨院	渡部整骨院 秋田市飯島字西 袋153番地7	わたなべ整骨院 秋田市土崎港北 三丁目13番36号	平成12年 11月1日

秋田市告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年10月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
塚田 安典	はまだ整骨院	秋田市新屋日吉 町42番41号	平成25年 10月1日

2 変更

名 称	変更事項（名称・所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
わたなべ整 骨院	渡部整骨院 秋田市飯島字西 袋153番地7	わたなべ整骨院 秋田市土崎港北 三丁目13番36号	平成12年 11月1日

秋田市告示第271号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年10月16日

秋田市長 穂 積 志

1 売りさばき人の指定を受けた者

住所 秋田市土崎港南三丁目1番60号
ポンド・パディ203号室

氏名 三 浦 綱 毅

2 売りさばき所の所在地

秋田市將軍野南二丁目5番37号

3 売りさばき所の名称

セブニーイレブン秋田將軍野南2丁目店

秋田市告示第272号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年10月18日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市外旭川字神田868番地	佐 藤 尚 志

（教示）

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する

裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます(行政事件訴訟法第8条)。

- (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第273号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年10月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
平成25年度第2期国民健康保険税督促状

秋田市告示第274号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年10月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
松原町内会
- 2 認可年月日
平成6年12月9日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 小野 秋 雄
秋田市山内字田中107番地1
変更後 金子 一 典
秋田市山内字田中120番地1
- 4 変更年月日
平成22年1月10日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第275号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
アミーゴス・ケアセンター株式会社	アミーゴス・ケアセンター	秋田市新屋北浜町7番3号	平成25年10月21日	居宅介護支援

定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年10月18日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市茨島二丁目9番8号 ロゼートII202
セブン-イレブン秋田將軍野南2丁目店
店長 三 浦 綱 毅

秋田市告示第276号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年10月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
平成25年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第277号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条に基づき平成25年10月2日になされた下記の者に係る転入届は、本人の居住の事実のない虚偽の届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を全て取消し、下記の住民票の写しを無効とする。

平成25年10月25日

秋田市長 穂 積 志
記

- 1 住民票の写し
 - (1) 住 所 秋田県秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番地175
県営南ヶ丘住宅28-101
 - (2) 氏 名 土田 勇子(平成1年4月12日生)
土田 空輝(平成21年8月22日生)
 - (3) 前 住 所 秋田県大仙市大曲丸の内町12番22号
アイビーハイツ31号
- 2 交付年月日
平成25年10月2日から同月16日まで交付したもの

秋田市告示第278号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり廃止したので、同法第85条の規定により告示する。

平成25年10月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第279号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月30日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	西潟敷11号線	秋田市仁井田字西潟敷24番1地先 秋田市仁井田字西潟敷20番7地先	91	5.2~5.2
	新	西潟敷11号線	秋田市仁井田字西潟敷24番1地先 秋田市仁井田字西潟敷20番7地先	91	5.2~6.0

- 2 区域変更および供用開始の期日 平成25年10月30日
- 3 縦覧期間 平成25年10月30日から同年11月12日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月30日

秋田市道路管理者
秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第280号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	鼠田一丁目1号線	秋田市飯島鼠田一丁目247番3地先 秋田市飯島鼠田一丁目44番地先	433.1	3.6~7.9
	新	鼠田一丁目1号線	秋田市飯島鼠田一丁目247番3地先 秋田市飯島鼠田一丁目44番地先	433.1	3.6~7.9

- 2 区域変更および供用開始の期日 平成25年10月30日
- 3 縦覧期間 平成25年10月30日から同年11月12日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

投票区名	区 域
秋田市投票区	秋田市全域

教 委 告 示

秋田市教委告示第14号

平成25年10月24日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成25年10月21日

秋田市教育委員会
委員長 進 藤 光 子

付議案件

秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部を改正する件

選 管 告 示

秋市選管告示第74号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、次のとおり投票区域を変更したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成25年10月4日

秋市選管告示第75号

平成25年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定に基づき次のとおり縦覧に供するので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第23条第2項の規定により告示する。

平成25年10月17日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

- 1 縦覧期間 平成25年10月20日から同年11月3日まで
- 2 場 所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時 間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第13号

平成25年10月21日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成25年10月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（5件）
- 2 農用地利用集積計画（平成25年度第6号）に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件（1件）
- 4 あきたファーマーズアワード表彰事業実施要領の全部を廃止する件
- 5 地域農業活性化推進事業実施要領の一部を改正する件
- 6 秋田市農政協力員制度運営要領の一部を改正する件

秋田市農委告示第14号

平成25年10月21日午後2時に招集する秋田市農業委員会総会に、次の案件を追加する。

平成25年10月18日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

競（公）売等適格証明申請に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第46号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の休止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成25年10月22日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代表者	所在地
三和興業株式会社 秋田支店	武田 昭彦	秋田市土崎港西一丁目3番38号

2 休止年月日

平成25年10月31日

秋田市上下水道局告示第47号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成25年10月24日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社小田嶋産業	小田嶋 美光	大仙市協和境字荻谷沢43番地

2 廃止年月日

平成25年10月31日

公 告

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第36条の2第2項の規定により、秋田県から土地調書作成の特例手続の申出書および土地調書の写しの提出を受けたので、同条第3項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、公告に係る土地調書に記載されている土地所有者および関係人は、同条第6項の規定により、当該土地調書の記載事項が真実でない旨の異議を有するときは、縦覧期間内に、起業者に対し同法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第13条の8の規定に従って、その内容を記載した異議申出書を提出することができるので留意されたい。

平成25年10月1日

秋田市長 穂積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内までおよび右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）
- 3 申出に係る土地の所在地
 - (1) 収用の部分 秋田県秋田市下新城笠岡字家越73番
秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡107番
秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡133番
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 縦覧期間 公告の日から平成25年11月1日まで
- 5 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 6 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第36条の2第2項の規定により、秋田県から物件調書作成の特例手続の申出書および物件調書の写しの提出を受けたので、同条第3項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、公告に係る物件調書に記載されている土地所有者および関係人は、同条第6項の規定により、当該物件調書の記載事項が真実でない旨の異議を有するときは、縦覧期間内に、起業者に対し同法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第13条の9の規定に従って、その内容を記載した異議申出書を提出することができるので留意されたい。

平成25年10月1日

秋田市長 穂積 志

- 1 起業者の名称 秋田県
- 2 事業の種類 一級河川雄物川水系新城川改修工事（左岸・秋田県秋田市飯島字彼岸田地内から同市下新城笠岡字笠岡地内までおよび右岸・秋田県秋田市飯島字芋田地内から同市下新城笠岡字堰場地内まで）
- 3 申出に係る物件の所在地
 - (1) 収用の部分 秋田県秋田市下新城笠岡字家越73番

秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡107番
秋田県秋田市下新城笠岡字笠岡133番

- (2) 使用の部分 なし
- 4 縦覧期間 公告の日から平成25年11月1日まで
- 5 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 6 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部建設総務課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成25年5月31日付け秋田市指令第2682号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年10月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市広面字蓮沼30番地1 グランデ・フィオーレ I B-102
井 川 洋 文
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市下北手寒川字寒川306番2

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ定期予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをもつものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を行う期間 平成25年10月1日から平成26年2月28日までの間で、各受託医療機関で定める実施日
- 4 予防接種を行う場所および接種協力医師 別表のとおり
- 5 予防接種の接種方法および回数 インフルエンザの定期的予防接種は、インフルエンザHAワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。
- 6 予防接種の対象者から除かれる者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者
 - (5) その他予防接種を受けることが不適当な状態にある者
- 7 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
 - (1) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者
 - (2) ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

8 他の予防接種を受けている場合の接種間隔 生ワクチンを接種した場合には、接種した日の翌日から起算して27日以上、不活化ワクチン又はトキソイドの場合には、6日以上の間隔をおく。

9 予防接種料金 2,600円、非課税世帯に属する者は2,000円（ただし、生活保護法に基づく保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者は無料）

別表

医療機関	接種を行う場所
秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号
中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号
アーク循環器科クリニック	秋田市広面字谷地沖26番地1
あきた駅前内科外科クリニック	秋田市千秋久保田町3番15号 三宅ビル2F
愛川整形外科クリニック	秋田市仁井田露見町7番11号
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号
あきた内科・呼吸器科クリニック	秋田市東通一丁目5番7号
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84番地
秋田共立病院	秋田市南通亀の町14番23号
あきたすてらクリニック	秋田市手形字西谷地1番地2
秋田泌尿器科クリニック	秋田市広面字谷地沖6番地1
秋田メモリアルクリニック	秋田市南通亀の町7番26号
阿部クリニック	秋田市仁井田本町三丁目28番13号
阿部内科医院	秋田市将軍野東一丁目7番26号
飯川病院	秋田市中通六丁目1番21号
飯島ファミリークリニック	秋田市飯島新町二丁目12番1号
五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号
石川医院	秋田市土崎港相染町字大谷地35番地
いしやま内科腎科クリニック	秋田市外旭川字中谷地67番地1
井谷耳鼻咽喉科医院	秋田市広面字鍋沼52番地1
石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地
石田内科医院	秋田市保戸野中町6番48号
一戸医院	秋田市新屋大川町9番7号
稲庭クリニック	秋田市南通亀の町2番21号
いなば内科胃腸科クリニック	秋田市外旭川字待合14番地3
いなみ小児科ファミリークリニック	秋田市保戸野中町1番45号
今村病院	秋田市下新城中字琵琶沼124番地1
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地
岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地1

岩渕内科胃腸科クリニック	秋田市保戸野中町 7 番16号	御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山260番地 1
駅前整形外科医院クリニック・オルト	秋田市中通一丁目 3 番 5 号 秋田キャッスルホテル 2 F	こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号
越後谷クリニック	秋田市東通仲町 1 番25号	小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番 9 号
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	小松内科クリニック	秋田市御野場新町二丁目10番12号
及川医院	秋田市飯島新町三丁目 1 番20号	さが医院	秋田市中通五丁目 1 番16号
おーくらクリニック	秋田市中通六丁目 1 番24号	さくら小児科医院	秋田市桜一丁目 1 番11号
おのぼ高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	佐々木内科・循環器科医院	秋田市土崎港東四丁目 5 番38号
大町内外科クリニック	秋田市大町一丁目 2 番23号	笹原内科医院	秋田市大町三丁目 4 番41号
小川内科医院	秋田市中通三丁目 3 番55号	佐藤内科医院	秋田市将軍野南一丁目10番55号
おきた町診療所	秋田市新屋沖田町 5 番 2 号	澤口医院	秋田市八橋三和町14番 6 号
おのざき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目 3 番30号	山王胃腸科	秋田市山王二丁目 1 番49号
御野場たなかレディースクリニック	秋田市仁井田新田二丁目14番21号	山王整形外科医院	秋田市山王中島町15番18号
おのぼ腎泌尿器科クリニック	秋田市仁井田字中新田80番地	サンクリニック	秋田市土崎港中央四丁目 8 番10号
御野場病院	秋田市御野場二丁目14番 1 号	さんのへ耳鼻咽喉科クリニック	秋田市泉東町 8 番57号
お肌のクリニック	秋田市手形住吉町 1 番 3 号 三愛ビル 2 F	山王レディースクリニック	秋田市山王中園町10番35号
かおりレディースクリニック	秋田市八橋三和町 5 番 2 号	設楽産婦人科内科クリニック	秋田市外旭川字前谷地43番地 1
加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目 7 番22号	柴田医院	秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下20番地11
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番18号	しかま医院	秋田市保戸野原の町 8 番38号
鹿嶋医院	秋田市土崎港東四丁目 4 番70号	耳鼻咽喉科おのぼ能登医院	秋田市仁井田字中新田66番地 1
片岡内科医院	秋田市泉南三丁目17番17号	島田クリニック	秋田市川元山下町 7 番21号
加藤病院	秋田市河辺戸島字上野 4 番地 3	下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地132
かのこメンタルクリニック	秋田市山王五丁目 5 番13-7 号プロムナード山王 1 F	白根病院	秋田市旭北栄町 5 番29号
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目 3 番18号	菅原内科クリニック	秋田市寺内堂の沢一丁目 4 番21号
鎌田循環器科内科クリニック	秋田市広面字蓮沼87番地 1 ツインクリニックビル	すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号
川上医院	秋田市牛島東七丁目 7 番16号	鈴木内科医院	秋田市中通三丁目 3 番24号
川原医院	秋田市手形字山崎194番地 1	鈴木内科胃腸科医院	秋田市牛島東二丁目 2 番37号
木曾医院	秋田市外旭川字八幡田10番地 6	須藤医院	秋田市広面字樋口18番地15
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番 5 号	清和病院	秋田市柳田字石神59番地
きびら内科クリニック	秋田市新屋天秤野 5 番10号	銭谷内科胃腸科クリニック	秋田市川尻上野町 1 番64号
工藤胃腸内科クリニック	秋田市中通一丁目 3 番 5 号 秋田キャッスルホテル 2 階	外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地
熊谷内科医院	秋田市中通五丁目 5 番 8 号	高清水医院	秋田市中通六丁目15番 6 号
くらみつ内科クリニック	秋田市山王五丁目10番28号	たかはしこどもクリニック	秋田市将軍野青山町 4 番47号
桑原内科クリニック	秋田市榎山登町 5 番28号	たわらや内科	秋田市東通館ノ越 8 番11号
健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	高木内科胃腸科医院	秋田市将軍野南四丁目 6 番20号
小泉耳鼻咽喉科	秋田市中通二丁目 1 番41号	高橋内科医院	秋田市桜四丁目 1 番 1 号
小泉病院	秋田市中通四丁目 1 番28号	高橋正喜クリニック	秋田市中通六丁目 6 番15号 パークヒルズ中通
港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目 1 番 5 号	武田胃腸クリニック	秋田市大町一丁目 6 番12号
こころのクリニック	秋田市手形住吉町 1 番 3 号 三愛ビル 2 F	田近医院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地 1
御所野内科クリニック	秋田市御所野元町五丁目 3 番 5 号	立木医院	秋田市保戸野鉄砲町11番28号
		つかた泌尿器科クリニック	秋田市飯島新町一丁目 1 番 6 号

土崎レディースクリニック	秋田市土崎港南三丁目5番5号
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号
土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号
寺田内科医院	秋田市旭南一丁目1番6号
つつみ整形外科	秋田市寺内堂ノ沢三丁目8番24号
遠山医院	秋田市横森五丁目21番18号
とおる内科医院	秋田市御所野地蔵田二丁目1番3-2号
富田胃腸科内科医院	秋田市新屋豊町10番3号
内科・胃腸科高橋医院	秋田市仁井田新田一丁目15番35号
中込内科医院	秋田市八橋本町三丁目1番5号
中込内科循環器科クリニック	秋田市仁井田二ツ屋一丁目8番55号
中村医院	秋田市千秋城下町5番6号
ながぬま内科	秋田市土崎港中央六丁目2番24号
七海医院	秋田市泉南二丁目9番20号
にいだ内科循環器科クリニック	秋田市仁井田新田三丁目14番17号
にいつ内科クリニック	秋田市広面字樋の沖20番地1
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地5
新田医院	秋田市泉一ノ坪26番23号
はしづめクリニック	秋田市山王新町19番27号
橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地1
長谷山内科医院	秋田市中通三丁目3番43号
はたの循環器クリニック	秋田市横森三丁目1番9号
濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2番16号
針生産婦人科・内科クリニック	秋田市広面字近藤堰添49番地1
ひがし稲庭クリニック	秋田市下北手松崎字岩瀬124番地
ひもり内科・消化器科クリニック	秋田市外旭川八幡田一丁目11番40号
平野いたみのクリニック	秋田市川尻御休町5番40号
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地2
福島内科医院	秋田市南通宮田15番46号
福田胃腸科クリニック	秋田市広面字家の下34番地1
藤盛レディースクリニック	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ4F
細谷病院	秋田市南通宮田3番10号
本間医院	秋田市山王中園町3番14号
真崎耳鼻咽喉科医院	秋田市土崎港中央六丁目8番3号
松岡内科クリニック	秋田市中通一丁目3番46号
松浦医院	秋田市将軍野南一丁目14番73号
三浦小児科内科医院	秋田市新屋勝平町2番25号
水沢医院	秋田市茨島四丁目6番37号
ミチヒロ胃腸科内科クリニック	秋田市広面字鍋沼93番地
湊小児科医院	秋田市中通五丁目7番34号
港町内科皮膚科	秋田市土崎港中央六丁目13番25号
南浦医院	秋田市榎山本町1番32号

みやざわペインクリニック	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ4F
向島医院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号
村山クリニック	秋田市将軍野南五丁目12番19号
ものお耳鼻科クリニック	秋田市榎山川口境8番24号
森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号
もろおか医院	秋田市土崎港南二丁目3番64号
やすおか小児科医院	秋田市保戸野千代田町14番9号
柳田医院	秋田市手形田中4番15号
やばせ内科クリニック	秋田市八橋本町五丁目8番31号
山川内科	秋田市東通一丁目25番22号
山岸クリニック	秋田市大住四丁目12番47号
吉田胃腸科内科クリニック	秋田市山王中園町10番30号
吉成医院	秋田市下新城中野字琵琶沼211番地18
吉成皮膚科クリニック	秋田市将軍野桂町33番18号
米山内科医院	秋田市大町五丁目4番49号
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地3
わだクリニック	秋田市寺内字三千刈86番地3
新屋駅前耳鼻咽喉科	秋田市新屋扇町13番1号

別表

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
阿部 栄 二	秋田組合総合病院
齊 藤 崇	秋田組合総合病院
小 松 真 紀	秋田組合総合病院
田 村 芳 一	秋田組合総合病院
畑 澤 千 秋	秋田組合総合病院
畑 澤 孝 子	秋田組合総合病院
遠 藤 和 彦	秋田組合総合病院
津 田 栄 彦	秋田組合総合病院
木 津 典 久	秋田組合総合病院
小 島 壽 志	秋田組合総合病院
斎 藤 寛	秋田組合総合病院
伊 藤 卓 洋	秋田組合総合病院
渡 部 博 之	秋田組合総合病院
二 渡 克 弥	秋田組合総合病院
北 林 淳	秋田組合総合病院
星 野 孝 男	秋田組合総合病院
松 岡 悟	秋田組合総合病院
村 井 肇	秋田組合総合病院
大 谷 浩	秋田組合総合病院
下斗米 孝之	秋田組合総合病院
福 井 伸	秋田組合総合病院
作左部 大	秋田組合総合病院
谷 川 秀 郎	秋田組合総合病院
藤 井 公 生	秋田組合総合病院
米 山 和 夫	秋田組合総合病院
和 田 勲	秋田組合総合病院
下 山 雅 朗	秋田組合総合病院
木 村 愛 彦	秋田組合総合病院

鶴木 栄 樹	秋田組合総合病院
小林 孝	秋田組合総合病院
阿部 利 樹	秋田組合総合病院
村石 健 治	秋田組合総合病院
桑原 直 行	秋田組合総合病院
吉岡 知 巳	秋田組合総合病院
早川 宏 一	秋田組合総合病院
東海林 圭	秋田組合総合病院
岩崎 洋 一	秋田組合総合病院
岡根 克 己	秋田組合総合病院
庄 司 亮	秋田組合総合病院
木下 さやか	秋田組合総合病院
小西 奈津雄	秋田組合総合病院
松本 聖 子	秋田組合総合病院
添野 武 彦	秋田組合総合病院
柴田 裕	秋田組合総合病院
高橋 正 人	秋田組合総合病院
鎌田 久美子	秋田組合総合病院
川端 良 成	秋田組合総合病院
志田 青 慈	秋田組合総合病院
後藤 博 之	秋田組合総合病院
多田 光 範	秋田組合総合病院
小川 和 孝	秋田組合総合病院
安藤 清 香	秋田組合総合病院
渋谷 嘉 美	秋田組合総合病院
大高 日 本	秋田組合総合病院
木下 展 克	秋田組合総合病院
渋谷 健 吾	秋田組合総合病院
阿部 元	秋田組合総合病院
岩川 英 弘	秋田組合総合病院
梅田 有 理	秋田組合総合病院
井上 真	秋田組合総合病院
佐藤 良 平	秋田組合総合病院
大浜 隆 弘	秋田組合総合病院
戸田 洋	秋田組合総合病院
若林 育 子	秋田組合総合病院
鈴木 真 純	秋田組合総合病院
神干 佳 子	秋田組合総合病院
荒井 直 樹	秋田組合総合病院
金 洋 一	秋田組合総合病院
木川 顕 博	秋田組合総合病院
金 大 悟	秋田組合総合病院
矢野 博 子	秋田組合総合病院
佐々木 俊 樹	秋田組合総合病院
綿貫 勤	秋田組合総合病院
大町 康 一	秋田組合総合病院
犬上 篤	秋田組合総合病院
加藤 宗	秋田組合総合病院
小林 瑞 貴	秋田組合総合病院
今野 俊 宏	秋田組合総合病院
長谷川 幸 保	秋田組合総合病院
畠山 潤 也	秋田組合総合病院
塚本 泰 朗	秋田組合総合病院
長岐 雄 志	秋田組合総合病院

渡邊 伸之介	秋田組合総合病院
佐藤 結 香	秋田組合総合病院
大高 新	秋田組合総合病院
鬼塚 裕 美	秋田組合総合病院
大高 いずみ	秋田組合総合病院
佐藤 千 晶	秋田組合総合病院
千田 紗 雪	秋田組合総合病院
山中 卓 之	秋田組合総合病院
栗山 章 司	秋田組合総合病院
渡辺 圭 介	秋田組合総合病院
渡邊 翼	秋田組合総合病院
加藤 常 充	秋田組合総合病院
近藤 大 喜	秋田組合総合病院
小松 眞 史	市立秋田総合病院
片寄 喜 久	市立秋田総合病院
市川 喜 一	市立秋田総合病院
伊藤 誠 司	市立秋田総合病院
水俣 健 一	市立秋田総合病院
松尾 重 樹	市立秋田総合病院
本間 光 信	市立秋田総合病院
中川 正 康	市立秋田総合病院
伊藤 伸 朗	市立秋田総合病院
中山 豊	市立秋田総合病院
芋田 強	市立秋田総合病院
小泉 ひろみ	市立秋田総合病院
小関 史 朗	市立秋田総合病院
佐藤 勤	市立秋田総合病院
石田 俊 哉	市立秋田総合病院
高橋 道	市立秋田総合病院
福田 惇	市立秋田総合病院
津田 聡 子	市立秋田総合病院
千葉 満 郎	市立秋田総合病院
内藤 信 悟	市立秋田総合病院
工藤 和 夫	市立秋田総合病院
重臣 宗 伯	市立秋田総合病院
円山 啓 司	市立秋田総合病院
平野 義 則	市立秋田総合病院
柏倉 剛	市立秋田総合病院
提嶋 眞 人	市立秋田総合病院
藤原 敏 弥	市立秋田総合病院
阿部 正 人	市立秋田総合病院
長谷川 傑	市立秋田総合病院
佐藤 ワカナ	市立秋田総合病院
伊藤 武 史	市立秋田総合病院
中根 邦 夫	市立秋田総合病院
辻 剛 俊	市立秋田総合病院
大野 秀 雄	市立秋田総合病院
石井 元	市立秋田総合病院
吉田 達 哉	市立秋田総合病院
三浦 岳 史	市立秋田総合病院
佐藤 優 洋	市立秋田総合病院
柴原 徹	市立秋田総合病院
鎌田 ななみ	市立秋田総合病院
政井 理 恵	市立秋田総合病院

小坂真由	市立秋田総合病院
八木澤 究	市立秋田総合病院
円山尚子	市立秋田総合病院
太田 栄	市立秋田総合病院
若林俊樹	市立秋田総合病院
新保知規	市立秋田総合病院
藤田正太	市立秋田総合病院
高清水清治	市立秋田総合病院
齊藤絵梨子	市立秋田総合病院
星野良平	市立秋田総合病院
斎藤 均	市立秋田総合病院
木村善明	市立秋田総合病院
櫻場 乾	市立秋田総合病院
水谷 嵩	市立秋田総合病院
阿部明彦	市立秋田総合病院
三浦喜子	市立秋田総合病院
山本竜平	市立秋田総合病院
軽部裕子	市立秋田総合病院
下田勇輝	市立秋田総合病院
高橋雅史	市立秋田総合病院
安達真梨子	市立秋田総合病院
越村裕美	市立秋田総合病院
小玉早穂子	市立秋田総合病院
鈴木敏文	中通総合病院
大門葉子	中通総合病院
阿部 徹	中通総合病院
栗崎 博	中通総合病院
大内真吾	中通総合病院
五十嵐知規	中通総合病院
稲葉龍太郎	中通総合病院
梅津正矩	中通総合病院
大久保 正	中通総合病院
三船大樹	中通総合病院
小野 徹	中通総合病院
小野貴史	中通総合病院
利部徳子	中通総合病院
加賀谷 肇	中通総合病院
加藤充弘	中通総合病院
神垣佳幸	中通総合病院
清澤美乃	中通総合病院
草彌芳明	中通総合病院
杳澤 理	中通総合病院
久保田泰幸	中通総合病院
小林 新	中通総合病院
小林 志	中通総合病院
小林芳生	中通総合病院
佐藤 知	中通総合病院
佐藤 誠	中通総合病院
進藤吉明	中通総合病院
菅原 厚	中通総合病院
角南由紀子	中通総合病院
千馬誠悦	中通総合病院
田中雄一	中通総合病院
小西祥朝	中通総合病院

平山雅士	中通総合病院
兎澤晴彦	中通総合病院
成田裕一郎	中通総合病院
羽瀧由紀子	中通総合病院
浜井啓子	中通総合病院
原田 忠	中通総合病院
福田光之	中通総合病院
藤原勝彦	中通総合病院
宮形 滋	中通総合病院
宮本誠也	中通総合病院
矢幅義男	中通総合病院
伊藤 学	中通総合病院
渡邊 新	中通総合病院
小貫 涉	中通総合病院
長谷山俊之	中通総合病院
高橋正喜	中通総合病院
津田聡子	中通総合病院
平井大士	中通総合病院
石川勇仁	中通総合病院
石川博康	中通総合病院
石塚純平	中通総合病院
伊藤行信	中通総合病院
岩本陽輔	中通総合病院
馬越通信	中通総合病院
上野知堯	中通総合病院
大山翔吾	中通総合病院
小松 博	中通総合病院
齋藤菜祐子	中通総合病院
齋藤由理	中通総合病院
佐々木香奈	中通総合病院
佐々木慧美	中通総合病院
篠崎真莉子	中通総合病院
柴田敬一	中通総合病院
菅原 健	中通総合病院
杉山保子	中通総合病院
高橋靖博	中通総合病院
高橋祐子	中通総合病院
田近武伸	中通総合病院
長幡 樹	中通総合病院
畠山雄二	中通総合病院
原嶋宏樹	中通総合病院
播間崇記	中通総合病院
本多俊介	中通総合病院
三浦恵美里	中通総合病院
山田 晋	中通総合病院
山本夏子	中通総合病院
横山直弘	中通総合病院
吉田泰一	中通総合病院
森 耕太郎	中通総合病院
遠藤泰子	中通総合病院
後藤志保里	中通総合病院
高橋佳之	中通総合病院
田中菜摘子	中通総合病院
古山陽佑	中通総合病院

細 谷 栄 滋	中通総合病院
宮 田 真 未	中通総合病院
西 口 遼 平	中通総合病院
面 川 步	中通総合病院
菅 沼 由 実	中通総合病院
奈 良 美 保	中通総合病院
伊 藤 忠 彦	中通総合病院
柳 澤 宗	アーク循環器科クリニック
柳 澤 昌 子	アーク循環器科クリニック
愛 川 肇	愛川整形外科クリニック
吉 田 節 朗	あきた駅前内科外科クリニック
飯 島 壽佐美	秋田回生会病院
戸 澤 琢 磨	秋田回生会病院
黒 沢 諒	秋田回生会病院
松 本 康 宏	秋田回生会病院
佐 藤 和 裕	秋田回生会病院
塚 本 圭	秋田回生会病院
七 海 敏 仁	秋田回生会病院
草 弼 宏 明	秋田回生会病院
佐 藤 佳 子	秋田回生会病院
阿 部 徹	秋田回生会病院
秋 山 博	あきた内科・呼吸器内科クリニック
後 藤 時 子	秋田緑ヶ丘病院
武 田 忠 厚	秋田緑ヶ丘病院
坂 本 哲 也	秋田緑ヶ丘病院
長谷部 敬 美	秋田緑ヶ丘病院
高 橋 賢 一	秋田緑ヶ丘病院
齋 藤 靖	秋田緑ヶ丘病院
水 俣 明 子	秋田緑ヶ丘病院
鈴 木 稔	秋田緑ヶ丘病院
五十嵐 三 儼	秋田緑ヶ丘病院
佐 藤 浩 徳	秋田緑ヶ丘病院
川 村 伸 悟	秋田緑ヶ丘病院
佐 藤 敬 文	秋田共立病院
長谷川 時 生	あきたすてらクリニック
能 登 宏 光	秋田泌尿器科クリニック
渡 邊 克 夫	秋田メモリアルクリニック
阿 部 豊 彦	阿部クリニック
阿 部 士 郎	阿部内科医院
福 田 二 代	飯川病院
飯 野 健 二	飯川病院
小 坂 俊 光	飯川病院
渡 邊 秀 悦	飯島ファミリークリニック
石 川 浄 基	五十嵐記念病院
児 玉 隆 仁	五十嵐記念病院
佐 伯 重 昭	五十嵐記念病院
石 川 浩 一	石川医院
石 川 和 郎	石川医院
石 山 剛	いしやま内科腎クリニック
井 谷 修	井谷耳鼻咽喉科医院
石 田 明	石田小児科医院
石 田 明 子	石田内科医院
佐々木 浩 一	一戸医院
一 戸 忠	一戸医院

菅 原 純 哉	稲庭クリニック
舘 岡 正 子	稲庭クリニック
稲 葉 宏 次	いなば内科胃腸科クリニック
稲 見 育 大	いなみ小児科ファミリークリニック
高 崎 育 男	いなみ小児科ファミリークリニック
稲 庭 千 弥子	今村病院
塩 田 睦	今村病院
成 見 稜	今村病院
今 野 直 樹	今村病院
渡 引 康 公	今村病院
矢 幅 義 男	今村病院
三 浦 義 昭	今村病院
向 島 借	今村病院
廣 田 紘 一	今村病院
下 田 直 威	今村病院
長谷川 仁 志	今村病院
藤 田 浩 樹	今村病院
寺 田 豊	今村病院
新 山 善 嗣	今村病院
真 鍋 求	今村病院
長谷川 仁 志	今村病院
森 朱 音	今村病院
佐々木 倫 子	今村病院
石 川 勇 仁	今村病院
後 藤 敦 子	今村記念クリニック
田 村 康 樹	今村記念クリニック
永 澤 博 幸	今村記念クリニック
岩 崎 齊	岩崎医院
明 石 建	岩崎医院
岩 渕 朗	岩渕内科胃腸科クリニック
湊 裕 子	駅前整形外科医院クリニカ・オルト
越後谷 武	越後谷クリニック
榎 正 行	えのきこどもクリニック
榎 真美子	えのきこどもクリニック
及 川 圭 介	及川医院
大 倉 俊 弥	おーくらクリニック
高 橋 康	おのぼ高橋小児科クリニック
櫻 庭 清	大町内科外科クリニック
島 仁	小川内科医院
川 村 隆 彦	おきた町診療所
鈴 木 克 彦	おきた町診療所
小野崎 通 彦	おのぎき小児科医院
田 中 秀 則	御野場たなかレディースクリニック
佐 藤 良 延	おのぼ腎泌尿器科クリニック
三 浦 莊 治	御野場病院
三 浦 邦 夫	御野場病院
寺 田 邦 彦	御野場病院
市 原 利 晃	御野場病院
鎌 田 誠	御野場病院
多 田 為 久子	御野場病院
小 林 佳 美	御野場病院
三 浦 忠 俊	御野場病院
金 谷 有 子	御野場病院
豊 田 知 子	お肌のクリニック

工 藤 香 里	かおりレディースクリニック
小 松 偉 子	加賀谷こども医院
小 松 和 男	加賀谷こども医院
加賀谷 学	かがや内科医院
鹿 嶋 雄 治	鹿嶋医院
片 岡 英	片岡内科医院
片 岡 仁 子	片岡内科医院
加 藤 征 夫	加藤病院
長 山 栄 子	加藤病院
加 藤 倫 紀	加藤病院
久 場 政 博	加藤病院
佐々木 義 憲	加藤病院
八重樫 香名子	加藤病院
原 嶋 華乃子	かのごメンタルクリニック
金 子 ミサヲ	金子医院
鎌 田 滋 夫	鎌田循環器科内科クリニック
川 上 抱 負	川上医院
川 原 浩	川原医院
川 原 聡 樹	川原医院
木 曾 典 一	木曾医院
木 曾 のり子	木曾医院
木 曾 博 典	木曾医院
木 村 衛	木村内科クリニック
鬼 平 聡	きびら内科クリニック
工 藤 由 比	工藤胃腸科内科クリニック
山 口 かずえ	工藤胃腸科内科クリニック
藤 田 康 晴	工藤胃腸科内科クリニック
猪 股 茂 樹	工藤胃腸科内科クリニック
熊 谷 肇	熊谷内科医院
倉 光 智 之	くらみつ内科クリニック
桑 原 敏 行	桑原内科クリニック
阿 部 二 郎	健生クリニック
阿 部 弥 生	健生クリニック
村 田 純 治	健生クリニック
小 泉 達 朗	小泉耳鼻咽喉科
小 泉 亮 道	小泉病院
大 川 恵	小泉病院
伊 藤 正 直	小泉病院
小 泉 栄 子	小泉病院
白 戸 英 雄	港北中通診療所
梅 津 正 矩	港北中通診療所
浜 井 啓 子	港北中通診療所
草 薨 芳 明	港北中通診療所
小 林 新	港北中通診療所
三 船 大 樹	港北中通診療所
稲 葉 龍太郎	港北中通診療所
栗 崎 博	港北中通診療所
角 南 由紀子	港北中通診療所
鈴 木 敏 文	港北中通診療所
福 田 光 之	港北中通診療所
加賀谷 肇	港北中通診療所
柴 田 敬 一	港北中通診療所
原 嶋 宏 樹	港北中通診療所
播 間 崇 記	港北中通診療所

豊 田 洋	こころのクリニック
豊 田 倫 子	こころのクリニック
細 谷 重 明	御所野内科クリニック
勝 田 光 明	御所野ひかりクリニック
勝 田 麻里子	御所野ひかりクリニック
佐々木 剛 一	こどものクリニック
小 林 謙太郎	小林胃腸科内科
小 松 幹 雄	小松内科クリニック
嵯 峨 大 介	さが医院
山 岸 剛	さが医院
荘 司 裕	さくら小児科医院
荘 司 靖 子	さくら小児科医院
佐々木 弥	佐々木内科・循環器科医院
笹 原 秀 明	笹原内科医院
堂 北 忍	佐藤内科医院
澤 口 博	澤口医院
最 上 栄 蔵	山王胃腸科
最 上 希一郎	山王胃腸科
白 根 東久二	山王胃腸科
高 橋 智 和	山王胃腸科
湊 昭 策	山王整形外科医院
湊 貴 至	山王整形外科医院
肥田野 文 夫	サンクリニック
三 戸 聡	さんのへ耳鼻咽喉科クリニック
津 田 晃	山王レディースクリニック
設 楽 芳 宏	設楽産婦人科内科クリニック
柴 田 忍	柴田医院
四 釜 俊 夫	しかま医院
能 登 弘 毅	耳鼻咽喉科おのば能登医院
島 田 堅 一	島田クリニック
島 田 俊 亮	島田クリニック
木 村 康 徳	下浜診療所
白 根 研 二	白根病院
那 須 宏	白根病院
小野寺 佳 奈	白根病院
飯 塚 政 弘	白根病院
糸 賀 寛	白根病院
越 村 淳	白根病院
伊 藤 紘 朗	白根病院
後 藤 隆	白根病院
神 万里夫	白根病院
菅 原 真砂子	菅原内科クリニック
鈴 木 裕 之	すずきクリニック
鈴 木 雪 子	すずきクリニック
鈴 木 和 夫	鈴木内科医院
鈴 木 俊 夫	鈴木内科胃腸科医院
須 藤 明 子	須藤医院
須 藤 宏 久	須藤医院
藤 枝 信 夫	清和病院
山 崎 好日児	清和病院
倉 田 穰	清和病院
富 樫 寿 文	清和病院
齊 藤 真樹子	清和病院
銭 谷 明	銭谷内科胃腸科クリニック

須藤 まき子	外旭川サテライトクリニック
船木 公行	外旭川サテライトクリニック
佐藤 美佳	外旭川サテライトクリニック
苗村 双葉	外旭川サテライトクリニック
穂積 恒	外旭川サテライトクリニック
小野 幸彦	外旭川サテライトクリニック
三浦 進一	外旭川サテライトクリニック
飯沼 俊信	外旭川サテライトクリニック
高清水 三郎	高清水医院
高清水 一善	高清水医院
高橋 郁夫	たかはしこどもクリニック
俵谷 幸藏	たわらや内科
高木 紘一	高木内科胃腸科医院
高橋 文夫	高橋内科医院
高橋 正喜	高橋正喜クリニック
武田 正人	武田胃腸クリニック
田近 武彦	田近医院
立木 裕	立木医院
塚田 大星	つかだ泌尿器科クリニック
松浦 亨	土崎レディースクリニック
土田 蓉子	土田小児科医院
高橋 薫	土崎病院
小野 栄二	土崎病院
小林 匡	土崎病院
志村 道隆	土崎病院
八木 伸夫	土崎病院
寺田 俊夫	寺田内科医院
堤 祥浩	つつみ整形外科
遠山 潤	遠山医院
高橋 徹	とおる内科医院
富田 志郎	富田胃腸科内科医院
高橋 賛	内科・胃腸科高橋医院
中込 晃	中込内科医院
中込 恵美子	中込内科循環器科クリニック
中村 淑子	中村医院
長沼 晶子	ながぬま内科
飯塚 政弘	ながぬま内科
相良 志穂	ながぬま内科
堀江 泰夫	ながぬま内科
大山 幸子	ながぬま内科
七海 敏仁	七海医院
小田嶋 貢	にいだ内科循環器科クリニック
新津 秀孝	にいつ内科クリニック
西宮 藤彦	にしのみやこども医院
新田 晋	新田医院
新田 格	新田医院
橋爪 隆弘	はしづめクリニック
橋本 禎嗣	橋本愛隣医院
長谷山 俊之	長谷山内科医院
波多野 宏治	はたの循環器科クリニック
渡部 由紀	濱島医院
遠山 佳子	濱島医院
木村 有香	濱島医院
大場 麗奈	濱島医院

原田 健二	はらだ小児科医院
針生 秀樹	針生産婦人科・内科クリニック
針生 峰子	針生産婦人科・内科クリニック
廣田 紘一	ひがし稲庭クリニック
渡引 康公	ひがし稲庭クリニック
檜森 昌門	ひもり内科・消化器科クリニック
平野 勝介	平野いたみのクリニック
石川 正道	広面ファミリークリニック
福島 幸隆	福島内科医院
福田 健	福田胃腸科クリニック
藤盛 亮寿	藤盛レディースクリニック
細谷 煥栄	細谷病院
細谷 重直	細谷病院
細谷 貴美子	細谷病院
高橋 優子	細谷病院
本間 真紀子	本間医院
真崎 雅和	真崎耳鼻咽喉科医院
松岡 一志	松岡内科クリニック
松浦 麗子	松浦医院
三浦 靖徳	三浦小児科内科医院
水沢 広和	水沢医院
安藤 秀明	水沢医院
湯川 道弘	ミチヒロ胃腸科内科クリニック
湊 元志	湊小児科医院
鈴木 信愛	港町内科皮膚科
南浦 光昭	南浦医院
宮澤 一治	みやざわペインクリニック
向島 偕	向島医院
水口 直樹	向島医院
小林 美樹	向島医院
村山 仁	村山クリニック
桃生 勝巳	ものお耳鼻科クリニック
森川 昌利	森川内科・呼吸器科クリニック
師岡 長	もろおか医院
安岡 健二	やすおか小児科医院
柳田 龍一	柳田医院
俵谷 博信	やばせ内科クリニック
山川 博	山川内科
山岸 逸郎	山岸クリニック
吉田 司	吉田胃腸科内科クリニック
吉成 仁	吉成医院
吉成 力	吉成皮膚科クリニック
米山 泰夫	米山内科医院
綿貫 桃代	わたぬき小児科医院
和田 博	わだクリニック
安藤 英樹	新屋駅前耳鼻咽喉科

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施するジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻疹、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症およびヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月8日

秋田市長 穂 積 志
 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
和 田 博	秋田市寺内字三千刈86番地3 わだクリニック

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月9日

秋田市長 穂 積 志
 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
宮 田 美 生	秋田市土崎港中央一丁目17番23号 五十嵐記念病院

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月9日

秋田市長 穂 積 志
 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
佐 藤 雄 太	秋田市中通一丁目3番5号 秋田キャッスルホテル2階 工藤胃腸内科クリニック

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年10月10日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 件 名	防火排煙設備修繕
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおり
(3) 場 所	秋田市千秋明徳町4番4号
(4) 履 行 期 間	契約日から平成26年1月31日まで
(5) 入札参加要件	① 秋田市内に本社を有していること。 ② 消防設備士および第2種電気工事士の資格を有する者を配置できること。 ③ 本市の建設業者等級格付名簿において、管工事に等級格付されていること。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 秋田市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 ⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。 ⑦ 本市の指名停止期間中又は入札参

	加資格停止期間中の者でないこと。
(6) 入札参加申込み	
受 付 期 間	平成25年10月10日(木)から同月17日(木)まで (※月曜日を除く、午前9時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市千秋明徳町4番4号 秋田市中央図書館明徳館庶務担当
(7) 指名通知等	平成25年10月23日(水)にFAXで通知する。
(8) 入 札	
日 時	平成25年10月30日(水)午前11時
場 所	秋田市千秋明徳町4番4号 秋田市中央図書館明徳館2階 研修ホール
入札保証金	免除
(9) 契 約 日	平成25年11月6日(水)（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

- ア 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出すること。
- イ アの(ア)の様式は、秋田市ホームページから入手すること。
- ウ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知をする。
- イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については、落札者としめないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を2回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。
- オ 落札者となるべき同價の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できないものとする。
- カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 問合せ先
秋田市中央図書館明德館庶務担当
電 話 018-832-9220
F A X 018-832-6660

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成25年6月26日付け秋田市指令第2954号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年10月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市新屋日吉町42番40号
有限会社リフォームキャップ
代表取締役 佐藤 文人
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字西潟敷25番および26番

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成25年10月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市川尻若葉町3番9号
有限会社 マイセン
代表取締役 工藤 舞子
- 2 道路位置指定箇所
秋田市新屋朝日町248番23、248番24および248番25
- 3 道路幅員 4.00メートル
- 4 道路延長 34.80メートル
- 5 指定年月日および番号
平成25年10月15日 第6号

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施するジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻疹、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症およびヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月16日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
河 村 正 成	秋田市川元松丘町4番30号 市立秋田総合病院

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定

により、平成25年8月19日付け秋田市指令第4052号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年10月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市茨島四丁目19番34号
株式会社財産マネジメント
代表取締役 納 谷 崇
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市飯島新町三丁目56番1、56番2、56番3、56番4、56番5、57番1、57番2、57番3、57番4、57番5、57番6、57番7、58番、59番、60番、61番、62番、797番、798番、799番および58番地先道水路

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成25年5月17日付け秋田市指令第2440号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年10月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市寺内蛭根三丁目1番20号
共和ホーム株式会社
代表取締役 池 田 喜代秀
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市飯島鼠田一丁目218番1

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成25年10月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公売財産の内容
別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- 2 公売日時
 - (1) 参加申込期間
平成25年11月6日(水)午後1時から同月20日(水)午後11時まで
 - (2) 入札期間
平成25年11月26日(火)午後1時から同月28日(木)午後11時まで
 - (3) 開札
平成25年11月29日(金)午前10時
- 3 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)
- 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
平成25年11月29日(金)午前10時
- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市企画財政部特別滞納整理課
- 7 買受代金納付期限

- 平成25年12月6日(金)午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
 - 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
 - 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
 - 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
 - 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
 - 13 消費税等の取扱い
見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。
 - 14 その他
 - (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
 - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
 - (4) 円卓、一枚板座卓、なまはげ人形および木の抜根置物については、直接引取りが可能であること。
 - (5) 秋田市は、瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成25年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年10月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、仁井田堰土地改良区から申請があった仁井田頭首工管理規程の変更について、平成25年10月30日認可したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおりその概要を公告する。

平成25年10月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 水位の制限
頭首工における水位は、常時計画取水水位標高10.90メートルとする。
- 2 水位の基準
頭首工の水位は、頭首工地点に設置された自記水位計によるものとする。
- 3 計画取水量
頭首工からの取水は、それぞれの期間において次に掲げる範囲内で気象、水象およびかんがい等の状況を考慮して受益地に

必要な水量を取水するものとする。

- 5月5日から5月14日まで 毎秒4.588立方メートル
- 5月15日から8月31日まで 毎秒3.738立方メートル
- 9月1日から5月4日まで 毎秒1.262立方メートル

- 4 取水量の測定
取水量の測定は、取水施設に取り付けられた自記水位計による水位法により測定するものとする。
- 5 点検および整備
担当職員は、堰堤、ゲート等进行操作するために必要な機械器具の整備を行い、特にゲートおよび予備電源設備については適時運転を行わなければならない。
特に、洪水又は暴風雨、地震その他これに類する異常な現象でその影響が堰に及ぶものが発生後、速やかに堰の点検を行い、堰に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。
- 6 洪水警戒体制
 - (1) 頭首工に係る直接集水地域の全部又は一部を含む予報区を対象として降雨に関する注意報又は警報が発せられたときは、これらの注意報又は警報が切り替えられるまでの間
 - (2) 頭首工の水位が標高11.45メートルを上回る恐れが大きいと認められるときから頭首工の水位が標高11.45メートル以下となり、再び増水する恐れがないと認められたときまでの間
- 7 その他
担当職員は、管理日誌を備え、次に掲げる事項について記録しなければならない。
 - (1) 気象
 - (2) 水象
 - (3) 取水位等
 - (4) 取水ゲートの操作の時刻および開度
 - (5) 点検および整備に関すること。
 - (6) その他堰の管理に関すること。

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成25年10月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市牛島東六丁目5番2号
ア・クリア株式会社
代表取締役 若村 大輔
- 2 道路位置指定箇所
秋田市仁井田本町六丁目47番9
- 3 道路幅員 5.00メートル
- 4 道路延長 34.90メートル
- 5 指定年月日および番号
平成25年10月30日 第7号

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年10月4日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限	担当課
第12号	会議室用テーブル、チェア等購入	秋田市上下水道局	平成25年11月8日(金)	総務課

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年10月16日(水) 午前10時15分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年10月18日(金)
- (5) 同等品による参加の際の留意事項について
- ア 購入物件がグリーン購入法適合商品であるものについては、同等品もグリーン購入法適合商品であること。また、その他仕様書等に記載された条件であること。
- イ 同等品で参加する場合は、事前に同等品であることが確認できる資料（同等品のカタログ等）と同等品承認書（様式8）を担当課へ持参し、承認を得ること。
- ウ 入札参加申込みの際に、承認された同等品承認書を一緒に提出すること。
- (6) 注意事項
- ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年10月15日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年10月4日(金)から同月15日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年10月4日(金)から同月15日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年10月16日(水)から同月17日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年10月4日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第36号 豊岩浄水場 高圧真空電 磁接触器修 繕	秋田市豊 岩豊巻字 上野164 番地（豊 岩浄水場）	平成26年 3月20日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事A級又はB級 ② 高圧真空電磁接触器（VCS）の設置又は精密点検の元請実績があること。 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 電気工事について資格を有する者を、監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年10月16日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年10月18日(金)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年10月15日(火)までに、

事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成25年10月4日(金)から同月15日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年10月4日(金)から同月15日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年10月16日(水)から同月17日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
 - イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年10月11日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号 ・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第83号 川尻庁舎受	上下水道局 川尻庁舎	平成26年 1月31日	電気通信工事A級 （基本的要件について）

信障害対策 屋外設備撤 去業務委託	(秋田市川 尻みよし町 14番 8号)	ては、別に記載)
-------------------------	---------------------------	----------

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- ア 前項の入札参加要件で、「電気通信工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気通信工事のA級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年10月23日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年10月25日(金)
- (5) 注意事項
 - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。
 - イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年10月22日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送

によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成25年10月11日(金)から同月22日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内（同月21日以降については、秋田市川尻みよし町14番 8号 上下水道局川尻庁舎））
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年10月11日(金)から同月22日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内（同月21日以降については、秋田市川尻みよし町14番 8号 上下水道局川尻庁舎））とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年10月23日(水)から同月24日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
- イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年10月18日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第37号 水位計修繕	豊岩浄水場 ・仁別配水池 池・平尾鳥	平成26年 2月28日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 電気工事A級又は

配水池・竹ノ花配水池		<p>B級</p> <p>② 水道施設において計装設備の施工実績があること（元請又は下請は問わない。）。（基本的要件については、別に記載）</p>
------------	--	---

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級又はB級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事のA級又はB級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 電気工事について資格を有する者を、監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年10月30日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年11月1日(金)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年10月29日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年10月18日(金)から同月29日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内（同月21日以降については、秋田市川尻みよし町14番8号 上下水道局川尻庁舎））
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年10月18日(金)から同月29日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内（同月21日以降については、秋田市川尻みよし町14番8号 上下水道局川尻庁舎））とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年10月30日(水)から同月31日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
 - イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434